

第五十一回 参議院大蔵委員会議録 第十七号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)
午前十時五十三分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

松野 孝一君
高山 恒雄君
須藤 五郎君

四月一日

野坂 參三君
瓜生 清君
野坂 參三君

辞任

塙見 俊二君
須藤 五郎君

補欠選任

大谷 賢雄君
塙見 俊二君
須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

委員

事務局側

説明員

農林大臣官房参事官 常任委員会専門員

来正 秀雄君

大蔵省主計局次長

建設省都市局長

坂入長太郎君

大蔵省主税局長

大蔵省証券局長

佐竹 浩君

岩尾 一君

塙崎 潤君

竹内 藤男君

川村博太郎君

大蔵省銀行局長

佐竹 浩君

竹中 恒夫君

塙崎 潤君

佐竹 浩君

福田 趟夫君

塙崎 潤君

佐竹 浩君

須藤 五郎君

塙崎 潤君

佐竹 浩君

小林 章君

塙崎 潤君

佐竹 浩君

大蔵政務次官

大蔵大臣官房財務調査官

大蔵省主計局次長

佐竹 浩君

政府委員

大蔵大臣

福田 趟夫君

佐竹 浩君

出席者は左のとおり。	委員長	理事	委員	事務局側	説明員	
	徳永 正利君	青柳 秀夫君	藤田 正明君	中尾 辰義君	農林大臣官房参事官	来正 秀雄君
		伊藤 五郎君	大竹平八郎君	大谷 賢雄君	○公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣送付)	○公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣送付)
		栗原 祐幸君	西郷吉之助君	西川甚五郎君	○災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○都市開発資金融通特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
		西田 信一君	柴谷 要君	戸田 寿美子君	○委員長(徳永正利君)　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。	○委員長(徳永正利君)　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
		野溝 勝君	北條 浩君		ます、委員の異動について御報告いたします。	ます、委員の異動について御報告いたします。
					去る三月三十一日、松野孝一君及び高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として林屋龜次郎君	て大谷賛雄君が選任されました。また、四月十一日以上御報告申し上げます。

○委員長(徳永正利君)　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

ます、委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十一日、松野孝一君及び高山恒雄君が委員を辞任され、その補欠として林屋龜次郎君

が委員を辞任され、その補欠として林屋龜次郎君

及び瓜生清君が選任されました。また、四月十一日、塙見俊二君が委員を辞任され、その補欠として大谷賢雄君が選任されました。

以上御報告申し上げます。

公認会計士の業務の改善進歩と地位の向上をはかり、その監査体制を充実するため、ここに公認会計士法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申上げます。

まず第一に、公認会計士の自主責任体制を通じてその資質の向上及び業務の改善進歩をはかるため、すべての公認会計士を会員とする特殊法人日本公認会計士協会を設立することとしております。現在、公認会計士の団体としては、民法に基づいて設立された社団法人日本公認会計士協会がありますが、任意加入制のため、未加入の公認会計士に対して同協会の監督及び事業の効果が及ばない点において制度的に不十分であります。これを公認会計士法上の特殊法人とし、すべての公認会計士をその会員とすることにより、公認会計士の自主責任体制を確立しようとするものであります。

この協会は、会員の指導、連絡及び監督に関する事項並びに公認会計士等の登録に関する事務を行なうことを目的としております。協会の運営等につきましては、おおむね弁護士会、税理士会等と同様でありまして、監査証明業務に關する紛糾の調停、公認会計士制度の側においても、複数の公認会計士による組織的な監査を推進するため、監査法人の制度を設けることとしております。

監査法人は、監査証明業務を組織的に行なうことの目的とする公認会計士の協同組織体であります、アメリカ、西ドイツ等の諸国においても、

特に最近における企業規模の拡大と経営の多角化等に対応して、公認会計士による監査を充実し、企業経理の適正化を期することが一そら必要となつております。このような事情にかんがみ、

ます。特に最近における企業規模の拡大と経営の多角化等に対応して、公認会計士による監査を充実し、企業経理の適正化を期することが一そら必要となつております。このような事情にかんがみ、

ましたので、順次その内容について御説明申し上げます。

初めに都市開発資金金融通特別会計法案について申し上げます。

すなわち、同法案の附則第一項に規定しております施行期日につきましては、「昭和四十一年四月一日から施行する。」となつてないのであります。

ありますが、衆議院において「公布の日から施行し、昭和四十一年度の予算から適用する。」と修正されたのであります。これはこの法律案を昭和四十一年四月一日から施行することが審議の都合上困難となつたためでござります。

次に、災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

次に、災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

すなわち、同法案の附則第一項に規定しております施行期日につきましては、「昭和四十一年三月三十一年四月一日」となつていたのであります。衆議院において、「公布の日」と修正されたのであります。これはこの法律案を昭和四十一年三月三十一年四月一日と改めたためでござります。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起として。

○柴谷要君 順次御発言を願います。

○柴谷要君 まず、建設省に伺いたいのですが、都市開発という非常に大きな構想が立てられ、そのため特別会計が必要とするということです。特別会計の措置が行なわれたのですが、建設省が都市開発のために必要とする資金は、大蔵省に要し大額は二百三十億と承知をしておる。それで特別会計をつくって目的を達しようとも、こういうふうに考えられたのが建設省の方針であった。それが

十五億の特別会計になつてしまつた。一体これで何ができるのか、その説明をひとつわかるようしてもらいたいと思います。

○政府委員(竹内藤男君) 都市開発資金の本年度の予算は、御指摘のこととく十五億でございます。

今年度この資金をもしまして事業を行ないたいと思つておりますのは、十五億のうちの十三億で工場等の移転に伴います敷地のあと地を賣り上げる

ための貸し付けを行ないます。残りの二億によりまして、都市の公共施設の先行取得のための貸し付け資金に充てたい、こういうふうに考えております。

この種の資金につきましては、從来東京都のみが三十九年度におきまして資金十億をもしまして、これは起債によつてやつたわけでござりますが、工場あと地の買上上げをやつしているのみでございまして、新しい制度でござりますので、今年度は十五億の資金で、工場敷地の移転あと地の買上上げといふものは十三億の資金をもしまして、これを低利資金によりましてやつていく。それから、もう一つの都市計画施設の先行取得は前例がございませんので、二億といふ資金をもつてやつていく。将来この資金につきまして、相当都市計画上有効に働いてくれると思われますので、将来必要に応じて私どもいたしましては拡充をしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○柴谷要君 建設省といたところは非常に謙虚な

省であると、いうことがわかるが、三百三十億も必

要で要求をしておきながら十五億を妥協するなん

て、これは全くナンセンスだね。それは三十億

とか四十億程度の要求で十五億に落ちついたとい

て、これはまだ世間相場ともいわれて通ると思ひます。が、二百三十億の一割にも満たない十五億

とか四十億程度の要求で十五億に落ちついたとい

が、いままでやつてない仕事でござりますので、新しく始めるという意味で、十五億の資金でが、たくさんあります。実際にその工場が自分がここを出していくと、ついては土地を買つてくれといふ話と引き合わないと成立をしない問題でござります。

まあ、初年度の事業でござりますから、そういうことで十五億の資金でこの都市開発資金を設けていただきたい、将来は必要に応じて拡充をしてま

ります。そういう趣旨からいいましても、それがそのなか、たくさんのがつけましても、それがその

まま消化できるかどうかということは疑問でござります。

そういう趣旨からいたしましたので、十五億、初年度でもござりますので

十五億ということでお話し合いをしたわけでござ

ります。

○柴谷要君 特別会計にいたしましたわけは、いま申

しましたよな最初十五億で出発いたしますけれ

ども、将来の償還金その他が入つてまいります

と、それを当分運用いたしまして拡大をしてまいります。

といふのは、全くナンセンスだね。それは三十億

とか四十億程度の要求で十五億に落ちついたとい

て、これはまだ世間相場ともいわれて通ると思ひます。

といふのは、全くナンセンスだね。それは三十億

はたくさんあります。実際にその工場が自分がここを出していくと、ついては土地を買つてくれといふ話と引き合わないと成立をしない問題でござります。

まあ、初年度の事業でござりますから、そういうことで十五億の資金でこの都市開発資金を設けていただきたい、将来は必要に応じて拡充をしてま

ります。そういう趣旨からいたしましたので、十五億、初年度でもござりますので

十五億ということでお話し合いをしたわけでござ

ります。

○柴谷要君 特別会計にいたしましたわけは、いま申

しましたよな最初十五億で出発いたしますけれ

ども、将来の償還金その他が入つてまいります

と、それを当分運用いたしまして拡大をしてまいります。

といふのは、全くナンセンスだね。それは三十億

とか四十億程度の要求で十五億に落ちついたとい

て、これはまだ世間相場ともいわれて通ると思ひます。

かは下水道関係で金が出る。その中の金をふやしてやられたつていいのじやないですか。この点はどうお考えですか。

○政府委員(竹内藤男君) この開発資金は貸し付け資金でございますので、その原資は財政投融資のほうから仰いでいるわけでございます。もちろん、一般会計からの繰り入れ金もございます。そういうような意味合いでござります。そういう予算とは資金の性格が違いますので、別途特別会計ということでお願いしておるわけでござります。

○柴谷要君 一体特別会計というものにするから、一号のほうは利子を五分五厘で十年償還、それで据え置きが一号は三年で二号については四年、二号のほうは利子は六分五厘で十年で償還、こういうふうになつていますね。これは特別会計にするから、そうせざるを得なくなつてくるわけです。そのことよりも、建設省の予算をふやして、その建設省自体でやる仕事に変えられたほうう思つただけれども、建設省と大蔵省の見解をひとつ聞かせてもらいたい。

○政府委員(竹内藤男君) この資金の貸し付けの趣旨は、将来都市計画の施設なりあるいは住宅とあるいは労務施設とか、将来事業化する必要がある土地につきましてあらかじめ先行的にその土地を確保しておこう、こういうよろづや制度でござります。したがいまして、事業資金そのものといふよりは、むしろあらかじめそういう土地を確保しておこうという資金でございますので、そういう資金を公共団体に貸しておけば、ある程度その資金を回転させることによつてこういうよろづや制度の確保が順次はかかるのじやないか。したがいまして、実際に事業化いたします場合には、これは事業資金をもつて、その事業資金の中には用地費も入つておりますので、そういうよろづや事業資金をもつてこの資金の償還を公共団体がはかかるという形でこの回転がはかる。事業資金そのものはこの資金は別の考え方で構成していくとも

いいのじやないかといふことで、このような特別会計をつくったわけでございます。

○政府委員(岩尾一君) ただいまお話をございましたように、実際上の工場あと地を国が買う金ではないのでございまして、実際に工場あと地を公共団体が買う場合に、いま御説明がありましたように、これは寝る金でございますから、かなり寝るので、それは寝る金でございませんか、五分五厘と六分五厘を。

意味で、資金繰りを国のほうでつけようということで、資金運用部からの借り入れ金を主体といたしまして、一般会計の繰り入れもございますが、これによつて公共団体の資金負担といふものを軽くするという趣旨でやつておる仕事でございます。したがいまして、先生お話しになりましたように、特別会計の設置ということはわれわれとしては、極力避けたいということであつておるわけですが、現行の財政法にもござりますように、特別の事業を行なう場合、あるいは特定の歳入をもつて特定の歳出に充てるような場合は、特別会計をつくれといふ規定がございますし、現在のこの仕事はいわばこの特別の事業に該当するものでございます。そういう趣旨で、特に特別会計をつくりたい。さらに、先ほども触れましたけれども、これはそういう意味で運用部からの金を借りて、さらにまた公共団体に貸す。そうすると、その公共団体からまた金が返つてくるといふことでございます。

○柴谷要君 第一号として、東京、大阪を主体にしておるのだが、これ以外の場所でも、非常に強

い要請のあつた場所はありませんか。

○政府委員(岩尾一君) 本件は、先生も御承知の

わゆる近畿圏、首都圏におきます整備地域内の工場あと地の買い上げという問題でございます。第一

二が、大きな都市におきます都市計画上、及び取

得が必要な公共施設を買い取る場合の公共団体へ

の資金繰り、こういう二つになつております。

そこで、第一の問題は、これは現在の首都圏な

り近畿圏の法律によりまして、実際上ある程度の制限が加えられております。先生のおつしやいま

したように、非常に都心でしかも騒音が激しい

というよろづやところには、ある一定規模以上の工

場をつくつちやいがぬといふ、もう現に制限がど

うな次第でござります。

○柴谷要君 これはわが党も賛成の法律なんで

す。賛成であるけれども、もつといいものにした

いといふのがわれわれの考え方なんです。それで、確かに、買い取らしておくんだから、多少遊びで

遊びの期間がある。そういう面があるから、地方公共団体等に負担をかけさせないよう

方法として考えられているといふなら、もつと利息を安くしたらどうかと思うのですが、これは安くなりませんか、五分五厘と六分五厘を。

○政府委員(岩尾一君) ただいまのおつしやる意

味から申しますと、安ければ安いほどいいわけ

ございますが、資金運用部の貸し出し金利といふものの六分五厘と申すのは最低でございます。一

番低いところへ持つていつたということで、これ以上になりますと、資金運用部自体の金利体系と

いうものがくずれてまいるわけでもございません

か、そういう趣旨で、今度はその金を運用するわけ

しまして、いま御説明がございましたように、

したがいまして、先生お話しになりましたように、特別会計の設置ということはわれわれとして

は、極力避けたいということであつておるわけ

ですが、現在の財政法にもござりますように、

特例の事業を行なう場合、あるいは特定の資

金を運用するような場合、あるいは特定の歳入を

もつて特定の歳出に充てるような場合は、特別会

計をつくれといふ規定がございますし、現在のこ

の仕事はいわばこの特別の事業に該当するもので

ございます。そういう趣旨で、特に特別会計をつ

くりたい。さらに、先ほども触れましたけれども、これはそういう意味で運用部からの金を借り

て、さらにまた公共団体に貸す。そうすると、そ

の公共団体からまた金が返つてくるといふこと

で、返つてきた金はその特別会計でまた回すとい

うようなことになりますので、そういう趣旨から

いいましても、やはり特別会計を設置したほうが

いいのではないかということで設置いたしましたよ

うな次第でござります。

○柴谷要君 これはわが党も賛成の法律なんで

す。賛成であるけれども、もつといいものにした

いことからいえば、現在首都圏なり近畿圏の法律があつてそういう規制を受け、さらに優遇を受けているところを、優先的にやっていくというのではなくいかといふことで、この第一につきましては、いまのよろづやテンポで考えられているわけでございます。

それから、第二の公共施設、一般的な大都市に

おきまして、都市計画上必要な公共施設を買いま

るという問題は、これは都市計画がはつきりし、しかも、全体としての都市のそういう状況

といいますか、困難さといふものがあるところを

優先的にやるべきであるということで、とりあえず大体七大都市といふものを重点的に考えるといふことでございます。

したがいまして、先生おつしやいましたよう

に、第一の点については、近畿圏、首都圏の法律

にあるようなそういうような制限が加えられ、ま

た別途優遇措置も講じられるというところが出てまいりましたならば、当然適用対象に加えていい

かと思います。それから、第二の公共施設につきましては、いま申しましたような都市開発につい

ての困難さといふものが著しいものが七大都市以

外に出てまいりましたならば、これはやはり当然

ましては、いま申しましたような都市開発につい

○政府委員(岩尾一君) 中部圏につきましては、さむな強い御要求が確かにございました。しかし、いま申しましたように、この第一の工場あと地についての採用いたしました理由は、まず制限区域ということで、現にある坪数以上の工場等が建つことを制限しているようなところ。しかも、工場あと地を買い取るについては、その工場が郊外に出ていく点について、行きやすくなっているようなところというとで採用いたしましたので、首都圏と近畿圏はそういう意味で該当するわけでございますが、中部圏は、現在中部圏の開発法案といふものいろいろと御審議をされておりますけれども、現状におきましては、中部圏の近畿圏に類するような開発法案はできておりませんので、ちょっと採用をいたしかねるといふことで、首都圏と近畿圏に区切ったよな次第でございます。

○柴谷要君 私は、賛成の法律案で非常にいいと思つておりますから、深く追及はしていきませんが、ただし、何といつても初年度十五億といふうなこんなはした金ができるわけがない。逐年増加させていくのだ、こういうお気持ちがあるかどうか、その点をひとつ建設省も大蔵省も聞かしておいてもらいたい。

○政府委員(竹内藤男君) 私どもいたしましては、こういう資金が、非常に都市計画の実行上有効に働く制度だと思いますので、われわれといたしましては、できる限りこれを拡大していきたい、こういうふうに考えております。

○政府委員(岩尾一君) 先生のお説はまことにこもつともでございまして、われわれといたしましても、本年度の実行状態をよく検討いたしまして、実行に見合つたよな意味でできるだけ前進させたい、かように考えております。

○須藤五郎君 第一に質問したいのは、この工場あと地売却希望数は、とにかく今日現在何件あるか、どのくらいの金額になるかということを尋ねたい。ということは、いま柴谷さんが質問なす

たように、わざか十五億や十三億の金で一体処理

できるか。これは私も同じ気持ちを持つわけですが。それで、その点をまず第一に聞いておきたいと思います。

○政府委員(岩尾一君) 先ほどもちょっと申し上

げましたように、東京都におきましては、三十九

年度に申し込みが二十九件ございまして、七万坪でございました。しかし、実際に成約できましたのは五件でござりますが、八月一日に

おきました。東京が七十九件の申し込みがござります。東京都としては二十億の予算を要求した

わけでございます。大阪が十件で、東京と合わせて八十九件というような状況でございます。これ

も私のほうの資料でござりますので、建設省のほうで、また間違いがあれば御訂正を願います。

○須藤五郎君 いまのお話で、四十年度が東京が

七十九件、それから大阪が十件、金額でいうと、

東京が七十九件で二百九十億、間違いないね。大

阪が十件で百六十億。そうすると、八十九件で四

百五十億という金です。こうしたことを見ても、

こんな十三億や十五億で何ほどのことができるか

といふことだと思うのですよ。だから、これをぼくが読んだとたんに感じたことは、これはそういう

う実際は非常に消極的な考え方で、これは利子補給に類する金じやないかということを感じたわけ

です。実際はそういうことではないですか、これが

ね。これは資料を出してもらいたいのですね。それ

から、工場等移転あと地賣い上げ計画調査、この

両方を資料として出してもらいたい。そうでない

と、私たちには実態がわからないと思うのです

ね。これは資料を出してもらいたいのですね。それ

から、工場等移転あと地賣い上げ計画調査、この

両方を資料として出してもらいたい。それで、

○政府委員(岩尾一君) 速記を起こして。

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○須藤五郎君 工場が移転を希望してくる理由で

すね、これは一休何なんですか。その敷地が小さくなつたからといふようなこと、それから集中、

合理化のために、要するに大企業に吸収されてしまふというよなこと、そういう集中、合理化の

ためであるか、それからいまいう公害の問題です

ね。公害で、都市のまん中で煙突から煙を吐いて

いるのが、実際できた坪数は一万坪でござります。したがつて、これはわれわれのほうで、ある

の話は、したがいまして、坪数も、当時七万坪と

いふことがそのまま取れるならば、それは

いいところでござりますけれども、これはやはり実際

上の成約をやる場合は、その工場が外へ出していく

ような話がちゃんと成立していませんと工場も出

す。それで、その点をまず第一に聞いておきたい

と思います。

○政府委員(岩尾一君) 先ほどもちょっと申し上

げましたように、東京都におきましては、三十九

年度に申し込みが二十九件ございまして、七万坪でございました。しかし、実際に成約できましたのは五件でござりますが、八月一日に

おきました。東京が七十九件の申し込みがござ

ります。東京都としては二十億の予算を要求した

わけでございます。大阪が十件で、東京と合わせて八十九件というような状況でございます。これ

も私のほうの資料でござりますので、建設省の

ほうで、また間違いがあれば御訂正を願います。

○須藤五郎君 いまのお話で、四十年度が東京が

七十九件、それから大阪が十件、金額でいうと、

東京が七十九件で二百九十億、間違いないね。大

阪が十件で百六十億。そうすると、八十九件で四

百五十億という金です。こうしたことを見ても、

こんな十三億や十五億で何ほどのことができるか

といふことだと思うのですよ。だから、これをぼく

が読んだとたんに感じたことは、これはそういう

う実際は非常に消極的な考え方で、これは利子補

給に類する金じやないかといふことを感じたわけ

です。実際はそういうことではないですか、これが

ね。これは資料を出してもらいたいのですね。それ

から、工場等移転あと地賣い上げ計画調査、この

両方を資料として出してもらいたい。それで、

○政府委員(岩尾一君) 速記を起こして。

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○須藤五郎君 工場が移転を希望してくる理由で

すね、これは一休何なんですか。その敷地が小さ

くなつたからといふようなこと、それから集中、

合理化のために、要するに大企業に吸収されてしまふ

といふこと、そういう集中、合理化のためであるか、それからいまいう公害の問題です

ね。公害で、都市のまん中で煙突から煙を吐いて

いるのが、実際できた坪数は一万坪でござります。したがつて、これはわれわれのほうで、ある

の話は、したがいまして、坪数も、当時七万坪と

いふことがそのまま取れるならば、それは

いいところでござりますけれども、これはやはり実際

上の成約をやる場合は、その工場が外へ出していく

ような話がちゃんと成立していませんと工場も出

す。それで、その点をまず第一に聞いておきたい

と思います。

○政府委員(岩尾一君) 先ほどもちょっと申し上

げましたように、東京都におきましては、三十九

年度に申し込みが二十九件ございまして、七万坪でございました。しかし、実際に成約できましたのは五件でござりますが、八月一日に

おきました。東京が七十九件の申し込みがござ

ります。東京都としては二十億の予算を要求した

わけでございます。大阪が十件で、東京と合わせて八十九件というような状況でございます。これ

も私のほうの資料でござりますので、建設省の

ほうで、また間違いがあれば御訂正を願います。

○須藤五郎君 いまのお話で、四十年度が東京が

七十九件、それから大阪が十件、金額でいうと、

東京が七十九件で二百九十億、間違いないね。大

阪が十件で百六十億。そうすると、八十九件で四

百五十億という金です。こうしたことを見ても、

こんな十三億や十五億で何ほどのことができるか

といふことだと思うのですよ。だから、これをぼく

が読んだとたんに感じたことは、これはそういう

う実際は非常に消極的な考え方で、これは利子補

給に類する金じやないかといふことを感じたわけ

です。実際はそういうことではないですか、これが

ね。これは資料を出してもらいたいのですね。それ

から、工場等移転あと地賣い上げ計画調査、この

両方を資料として出してもらいたい。それで、

○政府委員(岩尾一君) 速記を起こして。

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○須藤五郎君 工場が移転を希望してくる理由で

すね、これは一休何なんですか。その敷地が小さ

くなつたからといふようなこと、それから集中、

合理化のために、要するに大企業に吸収されてしまふ

といふこと、そういう集中、合理化のためであるか、それからいまいう公害の問題です

ね。公害で、都市のまん中で煙突から煙を吐いて

いるのが、実際できた坪数は一万坪でござります。したがつて、これはわれわれのほうで、ある

の話は、したがいまして、坪数も、当時七万坪と

いふことがそのまま取れるならば、それは

いいところでござりますけれども、これはやはり実際

上の成約をやる場合は、その工場が外へ出していく

ような話がちゃんと成立していませんと工場も出

す。それで、その点をまず第一に聞いておきたい

と思います。

○政府委員(岩尾一君) 先ほどもちょっと申し上

げましたように、東京都におきましては、三十九

年度に申し込みが二十九件ございまして、七万坪でございました。しかし、実際に成約できましたのは五件でござりますが、八月一日に

おきました。東京が七十九件の申し込みがござ

ります。東京都としては二十億の予算を要求した

わけでございます。大阪が十件で、東京と合わせて八十九件というような状況でございます。これ

も私のほうの資料でござりますので、建設省の

ほうで、また間違いがあれば御訂正を願います。

○須藤五郎君 いまのお話で、四十年度が東京が

七十九件、それから大阪が十件、金額でいうと、

東京が七十九件で二百九十億、間違いないね。大

阪が十件で百六十億。そうすると、八十九件で四

百五十億という金です。こうしたことを見ても、

こんな十三億や十五億で何ほどのことができるか

といふことだと思うのですよ。だから、これをぼく

が読んだとたんに感じたことは、これはそういう

う実際は非常に消極的な考え方で、これは利子補

給に類する金じやないかといふことを感じたわけ

です。実際はそういうことではないですか、これが

ね。これは資料を出してもらいたいのですね。それ

から、工場等移転あと地賣い上げ計画調査、この

両方を資料として出してもらいたい。それで、

○政府委員(岩尾一君) 速記を起こして。

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○須藤五郎君 工場が移転を希望してくる理由で

すね、これは一休何なんですか。その敷地が小さ

くなつたからといふようなこと、それから集中、

合理化のために、要するに大企業に吸収されてしまふ

といふこと、そういう集中、合理化のためであるか、それからいまいう公害の問題です

ね。公害で、都市のまん中で煙突から煙を吐いて

いるのが、実際できた坪数は一万坪でござります。したがつて、これはわれわれのほうで、ある

の話は、したがいまして、坪数も、当時七万坪と

いふことがそのまま取れるならば、それは

いいところでござりますけれども、これはやはり実際

上の成約をやる場合は、その工場が外へ出していく

ような話がちゃんと成立していませんと工場も出

す。それで、その点をまず第一に聞いておきたい

と思います。

○政府委員(岩尾一君) 先ほどもちょっと申し上

げましたように、東京都におきましては、三十九

年度に申し込みが二十九件ございまして、七万坪でございました。しかし、実際に成約できましたのは五件でござりますが、八月一日に

おきました。東京が七十九件の申し込みがござ

ります。東京都としては二十億の予算を要求した

わけでございます。大阪が十件で、東京と合わせて八十九件というような状況でございます。これ

も私のほうの資料でござりますので、建設省の

ほうで、また間違いがあれば御訂正を願います。

○須藤五郎君 いまのお話で、四十年度が東京が

七十九件、それから大阪が十件、金額でいうと、

東京が七十九件で二百九十億、間違いないね。大

阪が十件で百六十億。そうすると、八十九件で四

百五十億という金です。こうしたことを見ても、

こんな十三億や十五億で何ほどのことができるか

といふことだと思うのですよ。だから、これをぼく

が読んだとたんに感じたことは、これはそういう

う実際は非常に消極的な考え方で、これは利子補

給に類する金じやないかといふことを感じたわけ

です。実際はそういうことではないですか、これが

ね。これは資料を出してもらいたいのですね。それ

から、工場等移転あと地賣い上げ計画調査、この

両方を資料として出してもらいたい。それで、

○政府委員(岩尾一君) 速記を起こして。

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○須藤五郎君 工場が移転を希望してくる理由で

すね、これは一休何なんですか。その敷地が小さ

くなつたからといふようなこと、それから集中、

合理化のために、要するに大企業に吸収されてしまふ

といふこと、そういう集中、合理化のためであるか、それからいまいう公害の問題です

ね。公害で、都市のまん中で煙突から煙を吐いて

いるのが、実際できた坪数は一万坪でござります。したがつて、これはわれわれのほうで、ある

の話は、したがいまして、坪数も、当時七万坪と

いふことがそのまま取れるならば、それは

いいところでござりますけれども、これはやはり実際

上の成約をやる場合は、その工場が外へ出していく

ような話がちゃんと成立していませんと工場も出

す。それで、その点をまず第一に聞いておきたい

と思います。

○政府委員(岩尾一君) 先ほどもちょっと申し上

げましたように、東京都におきましては、三十九

年度に申し込みが二十九件ございまして、七万坪でございました。しかし、実際に成約できましたのは五件でござりますが、八月一日に

おきました。東京が七十九件の申し込みがござ

ります。東京都としては二十億の予算を要求した

わけでございます。大阪が十件で、東京と合わせて八十九件というような状況でございます。これ

も私のほうの資料でござりますので、建設省の

ほうで、また間違いがあれば御訂正を願います。

○須藤五郎君 いまのお話で、四十年度が東京が

七十九件、それから大阪が十件、金額でいうと、

東京が七十九件で二百九十億、間違いないね。大

阪が十件で百六十億。そうすると、八十九件で四

百五十億という金です。こうしたことを見ても、

こんな十三億や十五億で何ほどのことができるか

といふことだと思うのですよ。だから、これをぼく

が読んだとたんに感じたことは、これはそういう

う実際は非常に消極的な考え方で、これは利子補

給に類する金じやないかといふことを感じたわけ

であるのか。

○政府委員(岩尾一君) 先ほど申し上げましたように、いま先生のおっしゃいましたのは、工場側のほうの動きたいという希望でございます。それから、公共団体が公共的立場に立つて、ここは、この騒音の出る工場は移したほうがいい、あるいは都市の稠密化を避けるために、ここには工場はのけて住宅をつくったほうがいいというような、都計画といいますか、都市の稠密化を避けるための計画というものがあるわけでございます。それとマッチをいたしまして、工場でも移りたいと言っている、東京都のほうることは住宅地にしたらいいのだ。だからこの工場は出したい、それがマッチして初めて計画が成り立つわけでございます。したがいまして、工場側に希望がどんどんふえるということは、これは現在の都市の稠密化の傾向からいましてあると思いますけれども、そういう意味で両方の意見が合致をして、ほんとうに買い取りをして移すというようなことになるやうなものは、いまの数字よりかはるかに少ない数字になる。そういう意味で、実行上も先ほど三十九件の申し込み年度を申し上げましたように、二十九件の申し込みがございましたけれども、実際にできたのは五件であるということをございまして、その辺を今後後の問題としてよく検討いたしまして、できるだけ効果のあるあと地の買い上げということをいたしたいと、かようにも思っております。

が、やはり公共団体としての金といふものは限度がございますの、なかなかやれないわけでござります。それを今度は国のほうでその金のめんどうは見るということにいたしたわけでござりますから、そういう趣旨でいきますならば、従来よりも大きな前進になつたわけであります。その意味で、今回の十五億というのは、見たところは少なございますけれども、実績から見ますと大きな前進をしたということになるのではないか、かように私は考えております。

○須藤五郎君　どうも話聞いていますと、しつかりとした見通しを立てて、計画を立てて、それに予算を立てたというふうにちょっと受け取れぬような感じがするのですね。まあこれだけの金を出しておいて、そしてこの金ができる範囲でものを処理していくこうというよろな、そういう消極的な安易なものの考え方のようにわれわれは受け取れるわけですね。ですから、その計画性が、計画がずさんな感じがして、何だか心もとなない気持ちがするわけなんだね。まあこれはほくらが受ける印象はそういう印象を受けたわけなんですね。

その予算に限界があるわけでしょう、予算には。そうしたら、必ずしも将来買上げ敷地を公園や児童のために使われるということだけではなく、それを収益を生むように民間企業に利用される、そういうことになるおそれはないのですか。

○政府委員(岩尾一君)　この法案において考えておりますものは、民間施設等に利用をされるというようなケースは考えておりません。これは貸し付けの、実際に特別会計から公共団体に貸し付けをいたします際に、相手の公共団体と誓約をいたしまして、その貸し付け条件の中に、実際に公共施設に使うというものしか使ってはいけないという条件をつけるつもりであります。それによって規制をするということであります。

○須藤五郎君　しかし、私の聞くところによると、買い上げ敷地を転売することも可能だし、払

○政府委員(岩屋一君) いまのような、一度買上げたものをまた転売するという場合でござりますね、この場合も、実際上の条件といたしましては、たとえば住宅公団が東京都から買うといふような場合でござりますと、これは実際上の公共目的に合致しておるわけでござりますから、そういう場合のかえりに使うような場合には貸し付けることもあります。しかし、それ以外のほんとうの純営利的な、あるいはそういう民間のものに転売あるいは出すということは、これは避けるようにならしたいとわれわれは考えております。

○須藤五郎君 ただ避けるようにするというだけですか。事実、民間のビルを建設するために払い下げたりしている例があるじゃないですか。絶対できないといふ条項がありますか。

○政府委員(岩屋一君) この特別会計の母法でございます貸し付けに関する法律がございます。その法律にその貸し付けの趣旨を規定しておるわけですが、その第一條に、現在申しましておるような施設につきましては、「都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地」と、こういうふうに表現をいたしておりますので、いまのような意味で、都市の機能を維持し増進するという意味で、さらには計画的に整備改善が必要だというものに合致をすればやれるわけでございますが、その分については現在の貸し付けの際の契約条項で縛りたいということです。

○須藤五郎君 だから、やはり転売も可能なんでしょう。転売は禁止してないでしよう。条項に合えば転売させるというのでしよう。そうでしょ。う。それから、払い下げもさせるという意味で

ころが問題になつてくるわけですよ。民間ビルを建てる、それがあなたの考え方で条項に当たるといふと、その理屈も成り立つかわからぬ。それから、自動車の駐車場、それをつくるということもあなたたちのそういう条項に合うかわからぬ。しかし、そういう条項に合うということをもとにして、やっぱり転売、払い下げがされるということ自体に問題があると思うのですよ。転売や払い下げがなされると、いうことは、やはり問題が起つてくるものだと思うのですよ。やはり不正、腐敗、汚職が起つてくる原因がここにある。いわゆる政府の金でこれを買った、その買った地方政府団体がほかに転売してもらうとか、払い下げて——払い下げるということはやはり利害関係が起つてきますよ。要するに県会議員や区会議員や都議員が中間に入つてそういうことをやるとか、そういうことが国の財産でも起つるのでですから、もつと起つりやすい条件があると思うのです。

で、そういうことが起つてくる。これが、国の金で売買されたものがそういうことに使われるということは、私たちやつぱりちょっと問題があると思うのです。だから、地方公共団体が必要だと言つて、あなたたちがよく検討して、これはぜひとも必要だというものが、先ほども言つたように、何十件がある中で、お互いの利益が一致するといふことでせつかく買ったものを他に転売したり払い下げしたりするといふことは、これはちょっと納得いかぬぢやないですか。そこに私は不正の起ころうがあるといふふうに思う。どうですか、そういうことは絶対にありませんか。

○政府委員(若尾一君) 転売を行ないました場合に、いま先生のおっしゃいました不正が起つるような危険もございます。しかし、また、かえ地等にいたした場合に、それによって、先ほど私が例を引きましたような住宅公園に払い下げることによつて、かえつて都市機能が増進するという場合もございます。そこで、転売その他かえ地の

ために取得することを禁止はしておりませんけれども、先ほど申し上げたような条項に合致するものについては、公共団体の知事さんと話をするとときに条件としてはつきりその点をきめたい。なお、都市開発につきましては、各公共団体が払い下げ等を行ないます場合には、建設大臣の承認を得ることになりますので、そういう承認を得る場合にケース・バイ・ケースでよく検討をして、そういういた貸し付けの条件の際にその点を縛つて、先生のおっしゃるような変な事態にならないよう十分注意をしたい、かように考えております。

○須藤五郎君 最初にこの法案の中にもうたわれているのは、公共性というものが一番大きくなわれているわけですよ。それで、あなたたちもそれを言っているわけですよ。それならば、あくまでも公共性を守るべきで、せっかく公共性に基づいて取得した土地、建物を、それを一般民間に払い下げることで、売り渡すというようなこと、これはやはり公共性を無視し破壊しているといふことに私はなると思うのです。こういうことじゃ国の資金をむだ使いすると言われてもしかたがないことが起こってくるのじゃないか。そういう不正、腐敗が起こらないように十分注意しますと言ふけれども、やはりこういう道が開かれている限りやつぱり起こってくる。私はそういうふうに思う。そんなら、そういう民間のビルを建てるために、そのためには転売や払い下げをするならば、いつのこと最初からその工場からそういう民間人に売り渡すようにあなたたちがあつせんしたらいいことで、そういうことをまかしておいたらいふことで、しいて国の金を使ってまでそういうことにあなた方はタッチする必要ないじゃないですか。

いますが、それはあくまでもその都市計画的な観点からこういうようなものにしなければならぬとおものはできません。そこで、一べん公共団体の用地にいたしまして、そしてそれを払い下げる場合にきびしい都市計画制限をかけていく、こういふ考え方でおるわけでござります。もちろん、払い下げる場合は、非常に重要な地区で、たとえば防火帯をそこにつくらなければいかぬといふような場合でございますが、あるいはそこ の市街地の全体の構成からいいまして、ぜひ必要な機能の施設をつくらなければならないといふような場合に、この払い下げが行なわれる。

それから、御心配のもう一つの、払い下げのときいろいろ問題が起るるんじやないかという点につきましては、実は債権管理法という法律がござります。それのほうで貸し付け金にかかるいろいろな制限がつけられるようになつております。したがいまして、この法律ではそれを書かなかつたわけでございますが、債権管理法の規定によりますと、非常にきびしい条件が貸し付け契約の中でつけられるようになつております。こういうような条件を、この都市開発資金を公共団体に貸します場合の貸し付け契約の中で、われわれといふたしましては当然きびしい条件をつけていく。さらに、これは別のことでございますが、公共団体にはさらには公共団体の中で特別会計をつくるようにも私どもは指導したいと思っております。そういうことによりまして、ほかの会計の財産と財産の管理を区分して経理するといふようにいたしましたいということで、そういうような問題が起つることを防いでまいりたい、こういふふうに考えております。

こういうことがあるわけです。小西六定橋工場問題ではないが、それで買収代償が小西六に対し不適に有利になると、それでおるということが、使いたいものにならないリレー式計算機を都が一千万円で買つたわけですよ。それでスクラップにしても約八万円で使いものにならないリレー式計算機を一千万円で買って、スクラップにして約八万円で売つて、それで買つたわけですね。これは明らかに都に對して損害をかけている。都民の利益に合致しない。公共的な市場といえないようなことが起つてゐる。この問題題。それで東京都で問題が起つた。これは非常に露骨な例ですね。結局、総額三十億五千五百万円で土地、建物その他一切を買収して、それで移転費を払い、しかもこの移転費、買収費は時価の約二倍に当たるといわれてゐるのですね。これで東京都議会で問題になつたんです。あなた、知らないか、そういうこと。工場に古いボイラーがあるでしょう。ボイラーがある。そうすると、それをみんな買わなければならぬ電子計算機、新しいボイラーを買わなければならぬ。そうすると、新しいボイラーを買うと、そのボイラーの移転費をやつぱり買つたほうが持つらしいね。このいまのスタッフにしなければならぬ電子計算機なんか、この露骨な例だと思うのです。こういうことが起つてくるんですね。だから、あなた、幾ら絶対にそんなことは起らぬようにすると言つても、こういう問題がすでに起つてゐるんでよ。だから、転売するとか、払い下げるとか、そういうことができるといふふうなこういう抜け道があるならば、必ず将来起りますよ。私はもうはつきり言つておきますよ。

ものを持たず、それを転売する。こうしたことはおもろしくないですよ。私は小西六の問題を一例として取り上げましたけれども、あなたたちもそういう点よく知らないければいけないと思う。そういうことがないように気をつけなければならない。やはり法的にもぼくははっきりしたものを持ちんとつくつておく必要があるのじゃないかと思いますが、どうですか。いまのようななすことじや、そういうことは今後ずっと起こりますよ。

○政府委員(岩尾一君) 東京都の事例は私よく存じておりますが、いまの買い取り価格と、それからその買い取つたものを今度は売却する場合の売却価格とは、差があるというのは、これはありますことだと思います。決してこの例がいいといふわけではありませんが、それはやはり買取る場合には、その工場の移転その他をやって、そうしてちゃんといけるようにするということが買取りのための一つのめどになるわけござります。したがつて、それはそのまま今度はほかのものに売る場合の価格とは必ずしも一致をしない場合が多いと思います。

ただ、今後の実行といたしましては、先ほど都市局長からもお話をございましたように、われわれといったましましては、いま申し上げましたように、実際に公共団体に金を貸す場合の貸し付け条件におきまして、そのあと地が公共的に利用できるという保障がないものには貸さないということで制限はしつかりいくようになつております。

○須藤五郎君 小西六の場合、あなたどういうふうに考えられますか。こういうことが実際に行なわれて東京都議会で問題になつたのですが、これはこの法律ができる前の問題ですよ。しかし、今後も、この法律ができる、この法律の中にそういうことを防ぐ条項というものがないわけですよ。だから、私、最初、転売ができるだら、払下げもできるだらうと言つたら、できますと言つておるので、そういう転売も払い下げもできる状態のもので、そういうことが起こらないといふ保障は成り立たぬと思うのですよ。小西六の

よくなことが起こつたちよくないでしょ。どうですか。実際の時価の二倍も三倍もあるような金で買入るとか、せつかく一千万円で買うたものがスクラップされて八万円で売られてしまつていうよなこと、これは好ましいことじゃないでしょ。そういうことが起つた道をどうしたら防ぐことができるか。

○政府委員(竹内藤男君) 詳しい規定がございまして、先ほど概略的に申し上げたわけでございますが、実はこの法律にそういうことを書きたいと思つたわけでございますが、債権管理法の中で、國の貸し付け金に関するものにつきましては、三十六条という規定で非常にこまかい制限が契約上できるという規定がござりますので、重複いたしますので、これに書かなかつたわけでございまして、それから、ただいまの土地の買い上げの價格の問題につきましては、われわれといたしましては、審査をいたします場合に、その買収価格の基準、算定基準というようなものを設けまして、そろしてそれによって個々の貸し付け計画を審査いたしまして、そうして貸し付け決定をしていくと、いろいろに考えております。

○須藤五郎君 それならば、東京都が小西六を買

い取つたことについて、東京都で一千万円で買うた計算機を八万円で売つたということは、この法律に違反ですね。それには違反するということになりますね。

○政府委員(竹内藤男君) それは國の貸し付け金の場合は、いつかあります。

○須藤五郎君 しかし、この貸し付け金が動いて、そしてそういうことが行なわれたとするならば、それは違法ということになりますね。

○政府委員(竹内藤男君) 私どもで審査いたしました結果それがおかしいというのもかわらず東京都がやれば、それは契約に違反する。さらにには、違法ということになります。

○須藤五郎君 国が貸した金でやるやらぬは別としても、この法律ができる前の問題としても、こ

うなことはおかしいことでしょ。実際公共団体がやつたこととするならば、おかしいことでしょ。小西六で起つたよな問題が今後起こるところが指摘しているんですよ。それをはつきり起らぬというふうにきることは、いまの思ふんです。そういうことは起つたがちじやないんですか。やはり払い下げや転売が認められるといふことになると、そういうことが起つたがち

じないです。どうですか。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど主計局次長から答えたように、起つた可能性は十分あると思います。われわれといたしましては、できる限りこの三十六条の規定を運用いたしまして、できる限りそういうことがないよう努力したいといふことに考えております。

○委員長(徳永正利君) 速記をとめて。

○委員長(徳永正利君) 速記を始めて。

○中尾辰義君 いまの須藤さんの質問に関連して聞きますけれども、要するに今度の法案が、東京都の首都圏の場合と近畿圏の場合、それに都市計画に基づいて工場制限区城内あるいは都市計画に基づく工場との買い上げ、こうなるわけですね。その買い上げする場合にこの資金を利用される、法律は当然そういう特別な法律なくしても事業用の損益に反映されまして計算される、そういう特別の法律なくして災害は災害損失として控除される、こういう考え方があるわけでござります。

○須藤五郎君 もうちよつと聞いておきたいのですが、こういう漁業施設とかなんとかいうものは家財とは認めないのでですか、認めるのですか。

○政府委員(塙崎潤君) 家財ではございません。事業用資産でござります。住宅、家財はもう生活用のものでござりますから、こういう特別法律がなければ損失を特に計算することができない。そんなような意味で、家財に被害を受けたものについてこれを適用する、こういうことでございま

す。

○政府委員(竹内藤男君) 工場制限区城外で公共団体が工場あと地を賣らとう場合には、別に國の法律では制限はないと思います。もちろん、それは公共団体の条例その他の制限はかかると思ひます。

○須藤五郎君 ここにその価額の半額以上の損害を受けた場合は、これはどういうことになるんですか。

○須藤五郎君 この法案、災害被害者に対する租税の減免の問題でちょっとお尋ねしたいんです。個人住宅または家財について、震災、風水害、落雷、火災等によって被害を受けた場合といふふうになつてますが、この場合、住宅、家財の中、農民の持つておる田畠、山林、それから農作物、それから漁場、それから漁業の施設、例をあげれば東京湾におけるノリ栽培者のあのそだすね、こういふものは一体この家財の中に入るのか入らないのかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(塙崎潤君) 事業用資産について災害が起つた場合にどうなるか、この災害減免法では住宅、家財という表現が用いられているから、事業用固定資産に生じました災害はどうなるかといふ御質問だと思います。災害減免法は、これは資産は当然事業用の損益に反映いたしますので、この災害減免法なくしてその損失は控除され、法律は当然そういう特別な法律なくしても事業用の損益に反映されまして計算される、そういう特別の法律なくして災害は災害損失として控除される、こういう考え方があるわけでござります。

○須藤五郎君 もうちよつと聞いておきたいのですが、こういう漁業施設とかなんとかいうものは家財とは認めないのでですか、認めるのですか。

○政府委員(塙崎潤君) 家財ではございません。事業用資産でござります。住宅、家財はもう生活用のものでござりますから、こういう特別法律がなければ損失を特に計算することができない。そんなような意味で、家財に被害を受けたものについてこれを適用する、こういうことでございま

なっていますが、その被害額が価額の半額以上と以下であつたらどういうふうになるのかという点をお聞きしたい。

○政府委員(塙崎潤君) 須藤さん御存じのように、所得税法にすでに雑損控除の制度がございまして、災害につきましては雑損控除についてより完全な形で救済される。この制度は、御存じのように、所得の一割をとれる災害損失がござりますれば、そのこえる分については所得から控除する、こういうことになります。したがいまして、ただいま御指摘の半分以下の損失のよろな場合には、それがもちろん所得の一割をこえます場合に雑損控除のほうで救われます。もちろん、半分をこえましても雑損控除の適用を受けたほうが得な方が多いわけでございますが、そのほうで救済される、こういうことになります。

この災害減免法は、御存じのように古い法律でございまして、昭和二十四年にいま申しました雑損控除ができる前についた法律でござります。本来、雑損控除ができました際に、これはなくともこの災害減免法は、御存じのように古い法律でございまして、昭和二十四年にいま申しました雑損控除ができる前についた法律でござります。本法により簡易な、少しラフでござりまするけれども、簡便な認定で、所得のあるいは百万円までならば全免、百五十万円までならば二分の一、二百万円までならば四分の一といふうに、所得から控除するということでなくて、税金をラフにまけてしまつというやり方で、簡単に救済していく、こういった制度でございます。二分の一は、そういった意味で根拠は少し粗雑でござりますが、住宅、家財について半分以上の損害があつたならばこの災害減免法で簡単な形で減免していく、こういう趣旨でござります。

○須藤五郎君 これは所得税を納めている人の問題だと思うんですがね。非納税者といふのがありますね。所得税を納めない人、その人たちが災害を受けた場合は、これはどういうことになるんですか。

れの対策をいろいろと行ないます。國が関与するのを
すかしい問題がありますので、國が関与するのを
は、主としてこれは公共施設、つまり個人個人の
共同の施設ということを対象にいたしまして、こ
れが復旧に協力をするという考え方方に相なるわけ
であります。個人の問題につきましては、まあ個
人それぞれの事情がある。特別の計らいをする場
面もありますが、私は大体において、公共の施
設において完ぺきを期す、こういうことが國とし
てなすべきことである、かような考え方であります
す。

のは妥当だと思う、しかもそれはいまの物価においてそぞうだと思う、というふうにお答えになりまして、それから税制調査会でもそのような答申が出そうな報道がされているのですけれども、今までの災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予ももちろん私どもはこの法律には賛成なんですけれども、今回の改正は、免税額六十三万円を基礎にして、初年度六十一万円、これを基礎にしての改正なんですねけれども、もしもそれを、かりに年度半ばにでも八十万円というようなものを実現なさるお気持ちがあるのか、そういうことになつたら、また減免も拡大をする、こういうお考えなんですか。

得を中心として考えております。したがいままで、百万円までは全免、百五十万円までは半分、二百万円まで四分の一ということになりますが、源泉徴収は毎月取つておりますので、その金額がその月では必ずしも確定しない。ただ、百万円がはつきりと見通せる場合にはその月から免除していく、こういうことができます。そういったことが予想されない場合には、徴収猶予といふよりな形でまいりまして、最後の年末調整の際にこれを確定する、こうしたことになります。

○田中寿美子君 そうすると、猶予というのは、免除されてしまうということはないわけですね。幾らかは取られるといふ……。

認定のむずかしい場合もございましょうが、私どもは、税面におきまして、大ざっぱな時価を基準いたしまして、その半分が損失になったかどうかを判定しております。今まで、私どもが災害の際に、その価額の認定の際に、税務署との間にトラブルが非常にあつたということは聞いておりません。

○田中寿美子君　今までの災害免除法適用状況
という資料をいただいたのですけれども、非常に金額としては小さなものでございますね。四十一年度に適用されるのは、昨年度の二十三三号、二十四号台風なんかに關係したものが多いだらうと思うのですけれども、それを免稅額ですね、どのく

○中尾辰義君 公共のことばは 大藏大臣がおこ
しやるまでもなく、当然公共施設は地方団体や国
がやるべきものでありますけれども、至れり尽く
せりとおっしゃっていますけれども、実際はやは

り、金融の面においてもある程度の懸念におけるましても制限があるし、そうふんだんにできるわけじゃない。私が聞いているのは、全額国家補償ということをたいへんでしょうし、ある一定の限度くらいまでは国家が補償する、との見解に対してもどうか。大臣の意見を聞いていいるのだから、参考に。

○国務大臣(福田赳氏君) ですから、それにお答
えしているのですが、個人個人の財産なり所得の
ほうは、これは非常に例外的に考えるべきであ

る。こゝまでも、個人個人の共同の施設に対しまして完璧になるような施策をとるべきである。こう、うとうござります。

ただ、たとえば、これが災害直後、救恤といふ

うな意味合いで、直接個人に援助する、こういうことはもちろんあり得るわけありまするが、こ

それは例外なんです。どこまでも共同施設を、国がそれに対して協力する。それはもちろん、個人に

いかないものじゃない。これは共同の施設を通じて個人に還元していく。こういうふうに考えて

○田中寿美子君 この前も大蔵委員会で、大臣は、免税点、課税最低限を八十万円くらいにする

のは是当ただと思ふ。しかもそれはいまの物価においてそだだと思う。というふうにお答えになります。しかし、それから税制調査会でもそのような答申が出そな報道がされているのですけれども、今度の災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予。もちろん私どもはこの法律には賛成なんですけれども、今回の改正は、免税点六十三万円を基礎にして、初年度六十一万円、これを基礎にしての改正なんですけれども、もしもそれを、かりに年度半ばにでも八十万円といらようなものを見実現なさるお気持ちがあるのか、そういうことになつたら、また減免も拡大をする。こういうお考へなんですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 最低限が六十三万円からさらりと引き上げになるという際には、当然この災害措置の面でもこれに運動をするわけであります。しかし、いま八十万円が年度半ばにも実現するかも知れないような御期待の御発言でございましたが、これはなかなかむずかしいです。私どもはそれに向かって粘り強く努力していくたい、こういうことを考えているわけであります。これが年度半ばに実現されるとか、そういうよろくな状態ではないのであります。まことに残念でござります。

○田中寿美子君 この前、八十万円ということは、長い二、三年先の八十万円というの意味がないと申しませんときに、大蔵大臣は、現時点においての八十万円という意味であるといふようにおっしゃいましたので、その比率で上げていくということを期待したいと思ってるわけです。なるべく早くそれを実現していただきたいと思つております。

ところで、お急ぎのようですから、ほんの一、二点だけにいたしますけれども、源泉徴収所得税の場合には、徵収猶予なんですね。これは減免ということをしないのですか。そして、それはな

ぜですか。

○政府委員(塙崎潤君) 源泉徴収は、毎月毎月行なうわけじやござります。災害減免法は、年間の所

得を中心として考えております。したがいまして、百万円までは全免、百五十万円までは半分、二百万円まで四分の一とすることになりますが、源泉徴収は毎月取つておりますので、その金額がその月では必ずしも確定しない。ただ、百万円ではつきりと見通せる場合にはその月から免除していく、こういうことができます。そういうことによってが予想されない場合には、徴収猶予というような形でまいりまして、最後の年末調整の際にこれを確定する、こういうことになります。

○田中寿美子君 そうすると、猶予というのは、免除されてしまうということはないわけですね。幾らかは取られるという……。

○政府委員(塙崎潤君) 災害減免法で規定されますところの、所得限度による免除のしかたの一つの過程でございます。免除されることもございますし、半分免除されることもございます。四分の一免除されることもございます。

○田中寿美子君 先ほど須藤委員から御質問あつたのですけれども、住宅、家財について甚大な被害があつた場合といふの中には、さつきは農民の場合でございますね、その場合、商品なんかが家財の中に含まれるのでしょうか。もし商品が全部流れました場合には、その仕入れ価格でありますといふようなとき、それをどのように見積もられるのか。

○政府委員(塙崎潤君) 須藤委員にお答え申し上げましたように、固定資産、たなおり資産等の事業用資産は、所得税法におきまして、もう当然御指摘の家財にあらざる商品が災害によつて流失するということがあり得るのですけれども、

○田中寿美子君 いままでの災害免除法適用状況
という資料をいただいたのですけれども、非常に
金額としては小さなものでございますね。四十一年度に適用されるのは、昨年度の二十三号、二十
四号台風なんかに關係したものが多いだらうと思
うのですけれども、それを免税額ですね、どのく
らいに見積もつておいでになるのでしょうか。
○政府委員(塙崎潤君) 御指摘のように、災害減
免法の適用金額はわずかでござります。これはも
う所得税法の雜損控除によつてより完全な形で救
済される結果、災害減免法による適用は非常に少
ない。しかし先ほども申し上げましたように、こ
れは大ざつぱに簡単に减免する方法でございます
ので、両者相まちまして、災害を受けた方の救済
方法になつております。金額はもう幾らにも四十
一年度もならないと考へております。

○田中寿美子君 私は要望をして終わりたいと思
いますけれども、私たち減税法案に対しても非常
に不満だということで反対したわけなんです。
で、そういう意味で、しばしば大臣もおつ
しゃつておられるような現時点における八十万円ま
での課税最低限度引き上げというようなその考え
方を、できるだけ早急に実現してくださいますよ
うにお願いしたいと思いますけれども、大臣大
臣、いかがでござりますか。

○國務大臣(福田赳氏君) なかなか一挙にはまい
らぬ問題でございます。粘り強く努力をいたして
まいりたいと思つております。

○柴谷要君 最後の質問ですが、いよいよ採決し
なければならぬ。粘るつもりであれば幾らでも粘
りますが、大臣の顔を見たらそもそも粘れないと
いふ、うちの田中先生からいろいろ質問がありま

第三十条に次の二項を加える。

3 監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠つた事実があるときは、当該公認会計士について前二項の規定を準用する。

第三十三条第一項中「前条第一項」の下に「(第四十六条の十第二項において準用する場合を含む)」を加え、同項に次の二号を加える。

四 事件に關係のある事務所その他の場所に立ち入り、事件に關係のある帳簿書類その他物件を検査すること。

第三十四条の次に次の二章を加える。

第五章の二 監査法人

(設立)

第三十四条の二 公認会計士(外国公認会計士を含む。以下この章及び第六章の二において同じ。)は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

(登記)

第三十四条の三 監査法人は、その名称中に監査法人といふ文字を使用しなければならない。

(要件)

第三十四条の四 監査法人は、次に掲げる要件を備えなければならない。

一 社員は、公認会計士のみであること。

二 社員の数は、五人以上であること。

三 社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこと。

四 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいること。

イ 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

ロ 第三十条の二十一の規定により監査法人が設立の認可を取り消され、又は業

務の停止を命ぜられた場合において、そ

の处分の日以前三十日内にその社員であつた者でその处分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

五 業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び施設を有すること。

(業務の範囲)

第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行なうほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる

一 第二条第二項の業務

二 会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する実務補習

三 第二条の六 監査法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の手続)

第三十四条の七 監査法人を設立するには、そ

の社員にならうとする公認会計士が、共同して定款を定め、大蔵省令で定める手続に従い、その設立につき大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

(認可)

第三十四条の八 大蔵大臣は、前条第一項に規定する認可の申請があつたときは、その申請に係る監査法人が第三十四条の四各号に掲げ

る要件を備えているかどうか並びに設立の手続及び定款の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査したらうえで、その認可をしなければならない。

(成立の時期)

第三十四条の九 監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款の変更)

第三十四条の十 定款の変更是、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十条の八の規定は、定款の変更の認可について準用する。

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

2 第三十条の八の規定は、監査法人又は、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

(社員の競業の禁止)

第三十四条の十二 監査法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行ない、又は他の監査法人の社員となつてはならない。

(会計年度)

第三十四条の十五 監査法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(財務諸表等の作成及び提出)

第三十四条の十六 監査法人は、毎会計年度経過後二月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに業務の概況その他の大蔵省令で定める事項を記載した業務報告書を作成し、これらの書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(法定脱退)

第三十四条の十七 監査法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 公認会計士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 除名

(解散)

第三十四条の十八 監査法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 定款に定める理由の発生

(役員)

第四十六条の四 協会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、協会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

(総会)

第四十六条の五 協会は、毎年、定期総会を開かなければならない。

2 協会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議を必要とする事項)

第四十六条の六 協会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならぬ。

(総会の決議等の報告)

第四十六条の七 協会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第四十六条の八 協会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議及び答申)

第四十六条の九 協会は、公認会計士に係る業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諸問に答申することができる。

(懇意事由に該当する事実の報告)

第四十六条の十 協会は、その会員に第三十条、第三十一条又は第三十四条の二十一の規定に該当する事実があると認めたときは、大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。
(報告及び検査)

第四十六条の十一 大蔵大臣は、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときには、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

は、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求める、又は当該職員に協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、公認会計士、会計士補、外國公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

5 第二項を次のように改める。

第六十九条の三 大蔵大臣は、協会の総会の決議又は役員の行為が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の解任を命ずることができる。

6 第四十六条の十二 大蔵大臣は、協会の総会の決議又は役員の行為が法令又は協会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員の解任を命ずることができる。

7 第四十七条の二中「又は外國公認会計士」を「外國公認会計士又は監査法人」に改める。

8 第四十七条の二中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、「求」を「求め」に改める。

9 第四十八条の次に次の二条を加える。

10 第四十八条の二 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

11 第四十八条の二の二 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

12 第四十八条の二の三 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

13 第四十八条の二の四 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

14 第四十八条の二の五 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

15 第四十八条の二の六 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

16 第四十八条の二の七 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

17 第四十八条の二の八 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

18 第四十八条の二の九 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

19 第四十八条の二の十 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

20 第四十八条の二の十一 監査法人でない者は、その名稱中に監査法人又は監査法人と誤認させるよ

うな文字を使用してはならない。

な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他人に漏らし、又は借用してはならない。

21 第二項を次のように改める。

第六十九条の二号中「第四十八条の二」の下に「第

二項又は第二項」を加える。

22 第五十五条中「第十六条の二「第四項」」の下に「及び第三十四条の二十一「第二項」」を加え、同条に次の二号を加える。

四 第三十三条规定の二第二項及び第三十四条の二十一「第二項」に改め、同条の二第二項及び第三十四条の二十一「第二項」において準用する場合を含む。による立

入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

本則中第五十五条の次に次の二条を加える。

23 第五十五条の二 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

24 第五十五条の二の二 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

25 第五十五条の二の三 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

26 第五十五条の二の四 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

27 第五十五条の二の五 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

28 第五十五条の二の六 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

29 第五十五条の二の七 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

30 第五十五条の二の八 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

31 第五十五条の二の九 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

32 第五十五条の二の十 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

33 第五十五条の二の十一 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

34 第五十五条の二の十二 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

35 第五十五条の二の十三 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

36 第五十五条の二の十四 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

37 第五十五条の二の十五 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

38 第五十五条の二の十六 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

39 第五十五条の二の十七 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

40 第五十五条の二の十八 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

41 第五十五条の二の十九 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

42 第五十五条の二の二十 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

43 第五十五条の二の二十一 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

44 第五十五条の二の二十二 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

45 第五十五条の二の二十三 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

46 第五十五条の二の二十四 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

47 第五十五条の二の二十五 次の各号の一に該当する場合においては、監査法人の社員若しくは清算人又は協会の役員は、一万円以下の過料に処する。

る。

第五十四条第二号中「第四十八条の二」の下に「第

二項又は第二項」を加える。

四 第五十五条中「第十六条の二「第四項」」の下に「及び第三十四条の二十一「第二項」」を加え、同条に次の二号を加える。

第十六条の二第一項中「大蔵省に備える」を「日本公認会計士協会による」に、「に登録」を「への登録」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第四項中「第十九条の下に」、「第十九条の二」を加える。

第十八条中「及び会計士補名簿は、大蔵省」を「会計士補名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会に改める。

第十九条第一項中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改め、同条第三項中「大蔵大臣は、前二項の規定により書類」を「日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書」に、「場合には」を「場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることがでるべきであると認めたときは」に、「登録をしなければならない」を「登録を行ない、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができない者であると認めたときは、第十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

第十九条の次に次の二項を加える。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、大蔵大臣に対して、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対するなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、大蔵大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由がある

ときは、大蔵大臣は、日本公認会計士協会に對し、相当の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

第二十一条中「大蔵大臣」を「日本公認会計士協会」に改める。

第二十二条中「大蔵大臣」を「日本公認会計士」に改める。

第二十三条第三項中「第十九条」の下に「、第十四条第二項中第十四号を第十六号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。」

七 公認会計士及び会計士補の登録に関する規定

八 資格審査会に関する規定

第四十六条の十三を第四十六条の十四とし、第四十六条の十二を第四十六条の十三とし、第四十六条の十一を第四十六条の十二とし、第四十六条の十の次に次の二項を加える。

(資格審査会)

第四十六条の十一 協会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、協会の請求により、第十九条第三項の規定による登録の拒否につき必要な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、協会の会長をもつてこれに充て

5 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、公認会計士、公認会計士に係る行政事務に從事する大蔵省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

8 附則第五項の規定により選任された会長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、選任なく、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

9 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

10 この法律に規定するもののほか、協会の設立に關し必要な事項は、政令で定める。

11 昭和二十八年四月一日に設立された社団法人日本公認会計士協会は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

12 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、選任なく、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

13 前項の認可があつたときは、社団法人日本公認会計士協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、社団法人日本公認会計士協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

14 社団法人日本公認会計士協会の解散の登記に關し必要な事項は、政令で定める。

15 関税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のようにより改正する。

第十九条第七号中「税理士会」を「日本公認会計士協会、税理士会」に、「税理士法」を「公認会計士法、税理士法」に改める。

16 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のようにより改正する。

第一百九十三条の二第一項中「公認会計士」の下に「(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士人)を加え、同条第一項中「公認会計士」の下に「若しくは監査法人」を加え、(昭和二十三年法律第二百三号)を削り、「第二十四条」の下に「若しくは第三十四条の十一第一項」を加え、同条第三項中「公認会計士の」を削り、同条第四項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を加え、同条第五項中「公認会計士」の下に「又は監査法人」を、「第二十条」の下に「又は第三十四条の二十」を、「第二十一条」の下に「又は第三十四条の二十一第一項」を加え、「当該公認会計士の下に又は監査法人」を加える。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十四条第五十三条及び第十条の二第九号中「監督」の下に「並びに監査法人及び日本公認会計士協会の監督」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十七条第五十二条の五第一項第二号中「弁理士会」の下に「日本公認会計士協会」を加える。

(税理士法の一部改正)

第十九条第六号中「又は計理士」を「計理士又は監査法人」に改める。

第九条第一項中「五百円を受験手数料として」を「実費を勘案して政令で定める額の受験手数料」と改める。

(所得税法の一部改正)

第二十条第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。

四月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、都市開発資金融通特別会計法案(予備審査)

日本公認会計士法 (昭和二十三年法律第二百三号)	公認会計士法 (昭和二十三年法律第二百三号)
法人税法(一部改正)	法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。	同表第二第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。
日本公認会計士法 (昭和二十三年法律第二百三号)	日本公認会計士法 (昭和二十三年法律第二百三号)
(協会への登録事務の委譲に関する経過措置)	(第二条の規定による改正前の公認会計士法(以下「旧法」という。)の規定により大蔵大臣に提出された登録申請書その他の書類でまだその登録がされていないものは、その提出の日において同条の規定による改正後の公認会計士法(以下「新法」という。)の規定により協会に提出されたものとみなす。
災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案	災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
附 則	附 則
1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。(昭和四十一年度の予算から適用する。)	1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。(昭和四十一年度の予算から適用する。)
附 則	附 則
1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。	1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。
紹介議員 鈴木 善君	紹介議員 平島 敏夫君
農村の出かせぎ者に対する税金減免に関する請願	国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に開する請願(第一四九〇号)(第一五〇五号)
請願者 秋田県平鹿郡増田町 佐藤忠威外	請願者 宮崎市別府町三宮崎県傷痍軍人会 内伊地知武吉外一名
十二名	理由
第一三四七号 昭和四十一年三月十九日受理	現在、戦傷病者が傷病恩給、障害年金を担保する金融は、法律により国民金融公庫以外の取扱いを禁止しており、同公庫は三十万円を限度として融資限度額を六十万円に是正されたい。
農村の出かせぎ者に対する税金減免に関する請願	現在、戦傷病者が傷病恩給、障害年金を担保する金融は、法律により国民金融公庫以外の取扱いを禁止しており、同公庫は三十万円を限度として融資を行なつてはいるが、現在の経済情勢からこの額では融資本来の目的を果たさないばかりでなく、戦傷病者自身の経済活動の支障となつてゐる。
請願者 秋田県平鹿郡増田町 佐藤忠威外	請願者 幸男
十二名	紹介議員 紅露 みつ君
第一五〇五号 昭和四十一年三月三十日受理	国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に開する請願
農村の出かせぎ者に対する税金減免の措置を講ぜられたい。	この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。
請願者 新居	請願者 德島県板野郡北島町新喜来
四月五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月四日)	四月五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月四日)
一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案	一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

附 則	附 則
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。	この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。
一、災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十二日)	一、国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に開する請願(第一四九〇号)(第一五〇五号)
四月八日本委員会に左の案件を付託された。	四月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、都市開発資金融通特別会計法案(小字及び一は衆議院修正の部分)	一、国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額は正に開する請願(第一四九〇号)(第一五〇五号)
四月一日日本委員会に左の案件を付託された。	四月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。	一、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。	別表第一第一号の表中日本原子力船開発事業団の項の次に次のように加える。
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月四日)	国民金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月四日)
一、都市開発資金融通特別会計法案(予備審査)	一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

第十二号中正誤		第十一号中正誤	
ベシ 二 二 二 四 立	段行 三 二 二 三 立て	ベシ 四 四 九 一 立	段行 二 二 二 終 から 財成 実行 誤 寒効 財政 誤 正
一 一 一 一 町	八 八 〇 名般 各般 二案	一 一 一 一 町	二法 二法 一田 一般 正

昭和四十一年四月十八日印刷

昭和四十一年四月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局